

オルド（幹魯朶）と藩鎮

高井 康典 行

はじめに

- 一 人事から見た幹魯朶所屬州縣
 - 二 行政・軍事からみた幹魯朶所屬州縣
 - 三 財政から見た幹魯朶所屬州縣
 - 四 渤海の州縣制と幹魯朶所屬州縣
- おわりに

はじめに

遼代史の諸研究では、遼が唐・五代や渤海の諸制度・社會の影響を受けたと、しばしば指摘される。ただし、大抵の場合、たんなる指摘にとどまり本格的な研究はほとんど見られない。これは、遼代史の研究が「征服王朝」あるいは少數民族史の視點からなされてきたからであろう。しかし、九一〇世紀は所謂唐宋變革期にあたり、遼において唐・五代の制度・社會がどのように繼承され、變化していったのかを検討することは九世紀以降の中國史の全體像を理解するためには必要不可欠と思われる。⁽¹⁾このような視點から、筆者は先に、燕雲十六州の軍制の考察を通じて、遼の州縣制が南京道・西京道における唐・五代以來の藩鎮體制の繼承の實態を明かにした。⁽²⁾また、東京道については、渤海滅亡後に設置された東丹國の分析から、一部の地域で渤海時代の州縣制が行われたと論じた。⁽³⁾これらの地域は前者は後晉からの割讓、後者は領

表1 幹魯朶所屬州縣一覧

幹魯朶名	建置者	所屬州縣
弘義宮	太祖	錦・祖・嚴・祺・銀州、富義縣
永興宮	太宗	懷・黔・開・來州、保和・灤河縣
積慶宮	世宗	康・顯・宜州、山東縣
長寧宮	應天太后	遼・儀坤・遼西・顯州、奉先・歸義・定霸縣
延昌宮	穆宗	遼・韓州
彰愍宮	景宗	永・龍化・降聖・同州、行唐・阜俗縣
崇德宮	承天太后	乾・川・雙・貴德州、潞縣
興聖宮	聖宗	慶・隰・烏・霸州
延慶宮	興宗	饒・長春・泰州
太和宮	道宗	なし
永昌宮	天祚帝	なし
敦睦宮	耶律隆慶	建・潘・巖州
文忠王府	韓德讓（耶律隆運）	未詳

（『遼史』31營衛志上による）

民をそのまま徙すことにより遼の支配下に入ったもので、遼に服屬する以前の體制を維持しやすい状況にあったといえる。ただし遼の州縣はこれ以外の地域にも擴がつており、これらの地域についても唐・五代あるいは渤海の制度・社會との關係を明かにしておく必要がある。そこで、本稿では上京道・中京道に卓越する幹魯朶所屬州縣の制度を中心に考察を行い、また前稿の成果をふまえ遼の州縣支配の一端を明かにしていきたい。

さて、幹魯朶所屬州縣とは、『遼史』の地理志等に「屬某宮」と記述されている州縣をさす。幹魯朶は從來の研究では皇帝の私領・私民という性格を持つとされている。そして、幹魯朶所屬州縣についても皇帝の私領・私民といえるのか否かが争点となっている。

幹魯朶所屬州縣を皇帝等の私領ととらえる考えは、津田左右吉氏が論じて以來、ほぼ定説となっており、箭内互氏、島田正郎氏、田村實造氏、陳述氏など大半の研究者が、細部においては意見を異にしているものの、この説を支持している。⁽⁵⁾

これら諸研究のうち、州縣制全體の中で幹魯朶所屬州縣を論じたのが島田正郎氏と田村實造氏の研究である。兩氏はまず、遼の州縣をその成立事情から（1）頭下州（2）幹魯朶所屬州縣（3）奉陵州（4）南樞密院所屬の州縣、の四種類に

分類する。そして、頭下州が諸史料により臣下の私領・私民であることが確認できるので、皇帝も同様に私領・私民をもつと考え、それが幹魯朶所屬州縣であると見なす。また、奉陵州は皇帝陵の陵戸という性格を持つものとし、南樞密院所屬の州縣は、唐以來の中國の州縣であるとしている。さらに兩氏は、(1) (3) は次第に「國家」の管理に移されて行き、最終的には(4)と變わりのないものとなったと論じている。このうち幹魯朶所屬州縣については、聖宗朝以降、皇帝をはじめとした幹魯朶の主との私的な結びつきが希薄となり、これらの州縣は、皇帝の采邑に轉化していった、と述べている。

これに對し楊若薇氏は、幹魯朶所屬州縣は皇帝等の私領・私民ではなく、「國家」の管理下にあったと論じる。ここでは、幹魯朶所屬州縣の住民が幹魯朶に隸屬する非自由民ではなく、良民であることの證明に力點が置かれている。楊氏はまず、各幹魯朶に所屬する州縣の設置年代が、あるいはその幹魯朶の成立以前であったり、はるかに後の時代であったりとばらつきがあることを根據に、幹魯朶所屬州縣と皇帝等との間の私的關係を否定する。また、軍事、行政に關して幹魯朶所屬州縣も南樞密院所屬の州縣と同じ扱いであったと述べる。この點に關しては、聖宗朝以降についての從來の説と共通しているが、楊氏は遼代を通じてのものであったとらえている。さらに幹魯朶と所屬州縣の間の經濟的關係も否定し、從來の「采邑説」をも退けている。結局、幹魯朶所屬州縣は所屬幹魯朶に對して徭役を負擔するのみで、それについても「國家」が管理していた、と結論する。⁽⁸⁾

筆者は前稿において、幹魯朶所屬州縣が各幹魯朶に隸した經緯について検討し、建置年代のばらつきは幹魯朶の相續過程で起きたことを明かにした。⁽⁹⁾したがって、ある時期に幹魯朶所屬州縣の整理・再分配がなされ、そのため幹魯朶と所屬州縣の關係が希薄となったとする從來の研究は(楊氏の見解もふくめ)、再検討を要する。また、これまでの幹魯朶所屬州縣をめぐる議論では、皇帝の私領か否かが問題の中心であったために、見落とされてきた點がある。それは「南樞密院所屬の州縣」とは如何なる州縣か、という問題である。これまでの議論の中で「南樞密院所屬の州縣」は中國の州縣制とさ

れ、「中國的中央集權制國家」の象徴のように扱われてきた。しかし、先述のごとく「南樞密院所屬の州縣」とされる、南京道と東京道の州縣は、そのあり方を異にしており、これらをひと括りにして考えるのは適切ではない。とくに燕雲十六州においては、藩鎮體制という必ずしも中央集權とは言いがたい體制を繼承しているのである。したがって、幹魯朶所屬州縣の考察においては、唐・五代以來の藩鎮體制や渤海の州縣制との關係を明かにする必要がある。

以上の議論をふまえ、本稿では、幹魯朶所屬州縣を人事、行政、軍事、財政の各方面から、唐・五代の州縣制（つまり藩鎮體制）や渤海の州縣制の繼承または相違について留意しながら論じ、遼の支配體制における幹魯朶所屬州縣の位置づけを明かにしていくことにする。

一 人事から見た幹魯朶所屬州縣

もし幹魯朶所屬州縣を私領としてとらえることができるならば、その人事に關して當該幹魯朶と密接な關係がみられるはずである。そこで、はじめに幹魯朶所屬州縣の官に任ぜられた人物の官歴および出自を中心に考察し、同時に人事權の所在についても検討しよう。

まず、長官の人事であるが、結論から言うと、幹魯朶所屬州縣もその他の州縣と際立つた差異はみられない。下に例をあげておく（官名の後に括弧があるものは、赴任地の州縣が當該幹魯朶に所屬することを示す。また、官歴は行論に必要なもののみを挙げた）。

趙思溫 「太宗朝」建州節度使（永興宮）—南京留守—錦州節度使（弘義宮）

〔遼史〕九六趙思溫傳

王裕 「應歷中」盧龍軍節度衙內馬步軍都指揮使—順州刺史—〔景宗朝〕宜州節度使（積慶宮）

〔王裕墓誌〕¹⁰⁾

蕭袍魯 松山州刺史—饒州節度使（延慶宮）—信州節度使—開州節度使—錦州節度使（弘義宮）—北宰相〔蕭袍魯墓誌〕

耶律宗允 知饒州節度使事（延慶宮）—乾州節度使（長寧、積慶宮）—〔重熙元年〕知義坤州節度使事（長寧宮）—白川州節度

使（文忠王府）—知錦州事（弘義宮）—宜州節度使（積慶宮）—龍化州節度使（彰愍宮）—乾州節度使（崇德宮）—義坤州節度使（長寧宮）—判遼州事（長寧宮）—蔚州節度使—判宜州事（積慶宮）—白川州節度使（文忠王府）—錦州節度使（弘義宮）—〔清寧初〕南宰相—判蔚州節度使—判西京留守—判顯州事（長寧、積慶宮）兼山陵都部署—〔清寧一〇年〕判饒州節度使事（延慶宮）

〔耶律宗允墓誌〕

いずれの人物も幹魯朶所屬州縣とそうでない地域の官に任ぜられている。また、異なる幹魯朶に所屬する州縣の官に任ぜられていることもうかがえる。これは、長官の人事においては幹魯朶所屬州縣であるか否かが、とくに意識されていないことを示す。

つぎに出自についてみておこう。趙思溫は李晉の平州刺史で、太祖の時に遼に降った人物である。王裕は河北の節度使の一族で、族内の紛争により遼に亡命してきた者の子孫である。この兩名については特定の幹魯朶との関係の有無を知るための手がかりは管見の限りでは存在しない。しかし、彼らの官歴から考えて特定の幹魯朶との関係はなかったとみるべきである。それどころか、王裕と宜州の間には祖父以来の結びつきがあった。王裕の祖父王郁の傳が『遼史』七五にみえる。そこには、王郁は義武軍（易定）節度使王處直の子で、遼の太祖に歸屬して、各地を轉戦し渤海征服後に宜州節度使となり、宜州で没したとある。また、宜州の建置について『遼史』三九地理志三には、「興宗定州俘戸を以て州を建つ」とあり、宜州が定州の俘戸を中心として置かれたことが注目される。地理志では興宗が置いたとあるが、興宗朝に宋の領内から人戸を略奪した事實はなく、また王郁傳の記事からみて、宜州は太祖朝に定州の俘戸を中心として置かれたとすることが出来る。そうすると、王郁の宜州節度使への任命は、王郁が義武軍節度使の子で、定州と關りが深いことが理由と考えられる。宜州の民と王氏の間に定州時代以来の關係が維持されたとすれば、王裕の宜州節度使就任は、この關係を考慮したものといえよう。また、蕭袍魯は自身及び曾祖父が北宰相（北府宰相）であったことから考えて、國舅の一族とみなせるので、⁽¹⁾特定の幹魯朶との關係はみとめられない。そして、耶律宗允の出自は注目に値する。彼の父は敦睦宮の建置

者である耶律隆慶であつた。したがって、敦睦宮と關係の深い人物とすることに異存はなからう。しかし、彼は敦睦宮に關する官に任ぜられず、かえつて他の幹魯朶に屬する州縣の官を歴任している。これは、幹魯朶所屬州縣の長官の人事において、幹魯朶との關係が考慮されなかつたことを明確に示している。また、年代的にみた場合も趙思溫の事例のごとく遼初から上述のような傾向があることから、島田氏・田村氏が推測されていた、聖宗朝以前と以降での幹魯朶所屬州縣の性格の變化（皇帝の私領・私民から「國家」の管理へ）もまとめられない。

長官の人事權の所在についてみておこう。「劉繼文墓誌」には、北漢の宗室であつた劉繼文が北漢滅亡後（遼景宗の乾亨元年）に遼に亡命した直後に「佐命功臣、北京留守、河東節度、管内觀察處置等使、兼政事令、太原尹、上柱國、彭城郡王、知昭德軍節度事、食邑八千戶、食實封七百戶」を「勅授」されたと記されている。勅授とは、本來六品以下の官階を持つ者を五品以上の職事官につける場合に、宰執が進擬し皇帝の裁可をうけて任命することをさす¹²。また、劉繼文の實際の差遣である知昭德軍節度事は、この當時は永興宮に所屬していた瀋州の長官であつた¹³。ここから、幹魯朶所屬州縣の長官の人事を「國家」が行いえたことがうかがえる。もっとも、幹魯朶の主に實際の人事權があつて、「國家」がこれを追認したとも考えられる。しかし、劉繼文の出自から考えて永興宮と密接な關係を持っていたとは考えがたく、この事例での實質的な人事權は「國家」に屬したと見てよからう。

また、幹魯朶所屬州縣の長官は左遷人事にも用いられる場合があつた。たとえば『遼史』九七楊績傳に「南院樞密副使に累遷す。杜防、韓知白等と擅に進士の堂帖を給し、長寧軍節度使（川州、崇德宮に隸す）に降さる」とある。左遷人事、とくに中央官のそれは、「國家」によつて行われるものであり、幹魯朶がそれに關する餘地はほとんどない。もしあるとすれば、罷免されてポストのない状態にある官僚を幹魯朶が採用する場合である。楊績の左遷について、『遼史』二〇興宗紀三、重熙一九年十一月壬子の條は「南府宰相韓知白を出して武定軍節度使と爲し、樞密副使楊績を長寧軍節度使とし、翰林學士王鐸を澤州刺史とし、張宥を徽州刺史とし、知制誥周白を海北州刺史とす」と記している。この記事から楊績は

樞密副使罷免と同時に川州節度使を與えられたと考えられる。また、同時に處分を受けた官僚たちは、幹魯朶とは無關係の州の官に左遷されている。これらのことから、この人事に關して幹魯朶が介在する餘地はなかったといえる。つまり、楊績は「國家」の任命で幹魯朶所屬州縣の長官になったのである。そのほか、三司使の劉六符は川州（崇德宮）に（『遼史』八六劉六符傳）、南面林牙の蕭余里也は顯州に（『遼史』一一蕭余里也傳）それぞれ左遷された事例などがみられ、楊績の事例が特殊なものではないことがうかがわれる。先述の劉繼文の事例とあわせて考えると、長官の人事は、遼代を通じて幹魯朶所屬州縣も他の州縣とほぼ同等の扱いを受けていたといえよう。

つぎに州縣の下僚についてであるが、これも長官の人事と同様に幹魯朶所屬州縣とそれ以外の州縣の官に相互に任用される事例が數多く檢出できる。例えば太平十一年（一〇三二）の進士である張績は涿州軍事判官、應州節度掌書記、燕京管内都商稅判官、延慶宮漢兒渤海都部署判官、守應州金城縣令、白川州觀察判官（崇德宮）等を歴任し（『張績墓誌』）、寧鑑は道宗朝から天祚朝にかけて、順州軍事判官、中京内省判官、泰州樂康令（延慶宮）、平州節度掌書記、朔州觀察判官、敦睦、弘義、延慶宮判官となっている（『寧鑑墓誌』）。

しかし、「常遵化墓誌」は興味深い事實を傳えている。常遵化は朔州觀察判官常賓嗣の子として會同七年（九四四）に生まれ、應曆一〇年（九六〇）に朔州文學參軍に任ぜられたのをかわきりに、保寧元年（九六九）に朔州歸化縣令、同八（九七〇）年、朔州觀察判官、を歴任し、乾亨五年（九八三）に乾州の新設にともない乾州觀察判官となり、以後、統和五年（九八七）、崇德宮漢兒都部署判官、同九年（九九一）、乾州節度副使、同一九年（一〇〇一）、上京軍巡使、京内巡檢使、同二十四年（一〇〇六）朔州榷場都監、同三十五年（一〇〇七）、遼西州諸軍事、遼西州刺史と轉遷し、統和二十六年（一〇〇八）に没している。この経歴をみると、常遵化は應曆一〇年から乾亨五年まで朔州に、乾亨五年から統和十九年までの大半を乾州で過していることが注目される。とくに朔州は常遵化の郷里と思われ、在地の有力者が當地の官に就いたといえそうである⁽¹⁴⁾。また、乾州への異動についても、乾州の新設にともなうものであり、その後長く乾州の官であったことから考え

ると、常遵化は在地性の強い官僚といえる。このように同一個所にとどまっている場合が多い常遵化の官歴のなかで、統和五年から九年にかけての崇徳宮漢兒都部署判官の官は唐突な印象を受ける。この官は『遼史』百官志にはみえないが、『崇徳宮』という語を冠していることから、それが幹魯朶の官であることは容易に推測できる。『遼史』地理志および營衛志には、乾州は崇徳宮に所屬しているとあり、この常遵化の異動は同じ崇徳宮内でのものとしてとらえられる。したがって、幹魯朶所屬州縣の下級の文官については當該幹魯朶との關係を意識した人事が行われる場合もありえた可能性がある。もっとも、つぎに考察する人事権の所在からみて、これが聖宗朝以前に普遍的であつたとはできない。また、常遵化の事例は聖宗朝のものであるが、それ以後は類似の事例は現存する史料からは見出せない。したがって、このような人事が行われたとしても聖宗朝以前に限られたとみるべきであろう。

下僚に對する人事権の所在について、政事省（のちに中書省）が州縣の録事參軍・主簿以下の人事を行うとの記録が見られる。⁽¹⁵⁾ただし、幹魯朶所屬州縣についても適用されていたかは不明である。そのなかで、『李内貞墓誌』は興味深い事實を傳えている。保寧一〇年（九七八）に墓誌が撰述された時、五男の李璟は攝宜州觀察判官（宜州は積慶宮所屬）であつたと記されている。官名に「攝」字が冠せられる（攝官）場合、一通りの理由が考えられる。ひとつは、官員が特殊な事態に對應するために便宜的に他官を兼領する場合である。⁽¹⁶⁾もうひとつは、辟召による任官などのように、朝廷の正式な任命を受けていない場合である。李璟は他官を兼領していたという記録がなく、後者の事例と考えられる。⁽¹⁷⁾また、後者の攝官では、人事は當該官廳の長によつて行われるのが一般的である。したがって、李璟は宜州節度使によつて補任されたと考えてよからう。これは幹魯朶所屬州縣の長吏が、下僚に對する實質的な人事権を行使しえたことを示す。李璟の官である觀察判官は、藩鎮の幕職官として知られ、そして藩鎮體制下では幕職官の辟召が盛んに行われていた。⁽¹⁸⁾李璟の事例は、幹魯朶所屬州縣が藩鎮體制的影響を受けていた可能性を示唆するものである。

保寧一〇年時點の宜州節度使は前述の王裕であつた。『王裕墓誌』には、王裕が乾亨二年（九八〇）に宜州節度使在任中

に没したとき、彼の息子のうち三人はそれぞれ宜州の衙内都將（衙内都指揮使）、山河指揮使、節院使であつたと記されている。衙内都將や山河指揮使は、五代の藩鎮における役職名にみられるものである。また、節度使などの州長（以下、藩帥と稱す）が子弟や部曲を衙内都將（都指揮使）などの役職にあててるのは、五代の藩鎮においてしばしばみられる。⁽¹⁹⁾ただし、山河指揮使、節院使などは、宋においては職役に變化しているので注意を要する。もつとも、藩帥の子供たちが職役についたとは考え難い。宋の場合と異なり、この時點では、これらの役職の職役への轉化はなかつたとして大過あるまい。⁽²⁰⁾ここにみたような李璟の辟召と王裕の息子たちのあり方から、宜州は五代藩鎮をモデルとした支配體制であつたといふことができる。それでは、宜州以外の幹魯朶所屬州縣でも同様のことがいえるのであろうか。

支配機構にみえる官名や職名に關して、幹魯朶所屬州縣は藩鎮體制の影響を明かに受けていることは、はじめに明言しておく必要がある。たとえば統和二年（一〇〇六）に撰述された「王鄰墓誌」には、啓聖軍（儀坤州）衙内都指揮使、興國軍（龍化州）衙内都指揮使、臨海軍（錦州）山河指揮使、重熙三年（一〇四四）の銘のある「瀋陽無垢淨光舍利塔石函記」⁽²¹⁾には、節度教練、節度巡官、通引官、觀察判官（これらはいずれの州のものかを明らかにしていないが他の州の官職の場合その地名を明示しているので、これらは現地すなわち瀋州のものと考えてよからう）、昭德軍（瀋州）左衙、奉先軍（顯州）推官、また、咸雍一〇年（一〇七四）の銘のある「雙城縣時家寨淨居院舍利塔記」には通引官、都孔目官（これもいずれの州のものか明記されていないが、ほかにみえる官は雙州雙城縣令、雙城縣主簿、雙州同知などいずれも雙州のものであるから、やはり雙州のものと考えてよからう）といった官名・職名がみられる。⁽²²⁾これらはいずれも唐・五代の藩鎮體制を起源に持つものであり、幹魯朶所屬州縣がその名稱をそのまま受け継いでいるのは明白である。そこで問題になるのは、運用面において藩鎮體制の影響を受けていたのかどうかである。具體的には、これらの官職の人事にどれだけ藩帥の意志が働きたのかを検討することになる。

興宗の重熙年間（一〇三一—一〇五五）に建州・瀋州・信州・平州節度使、上京留守を歴任し、清寧三（一〇五七）年に

没した耶律庶幾の墓誌（「耶律庶幾墓誌」）の銘記には「隨使左都押衙康源」「隨使□知客吳□」「隨使內知客劉作志」といった銘がみられる。左都押衙や知客・內知客はいずれも藩鎮における役職名である。⁽²³⁾ここで注目すべきはこれらの役職名のはじめに「隨使」の二文字が冠せられていることである。「隨使」とは、「元從」「親隨」等の語と同様、藩帥の異動に付き従う部曲のことを指すので、これらの役職を職役とは見なしがたい。耶律庶幾はこれらの部曲を従えて任地に赴いたと考えられ、彼らはそこで藩帥によつて様々な役職に任ぜられたとみてよからう。⁽²⁴⁾ちなみに、彼の赴任した諸州のうち、建州、藩州はともに敦睦宮所屬の州である。ここから、宜州以外の幹魯朶所屬州縣でも、そして、遼の後半期においても藩鎮的な支配機構が存続していたことがうかがえる。また、前稿で論じたように、南京、西京道では、藩鎮的支配が繼續しており、王氏支配下の宜州における人事と同様な事例は枚舉にいとまがない。たとえば、劉景は會同年間（九三八―九四七）に南京留守趙延壽によつて幽都府文學に辟召されているし（『遼史』八六劉景傳）、韓秩はその伯父韓德樞が平州節度使の時、衙內都指揮使に任ぜられている（『韓秩墓誌』）。このような状況の中で、前述の趙思溫のように南京、西京道の州と幹魯朶所屬の州の雙方の藩帥となる者たちは、前者の支配體制（つまり藩鎮體制）を後者にも導入したと考えるのが妥當であろう（宜州節度使王裕が以前は南京道の順州の刺史であつたことは注目に値しよう）。これらのことから、宜州に限らず、幹魯朶所屬州縣は五代の藩鎮體制をモデルとしたと結論できる。

以上にみたように、人事の面において幹魯朶所屬州縣は聖宗朝頃までは所屬の幹魯朶との關係を意識される場合が若干あるが、それ以降は幹魯朶所屬ではない州縣との違いは無くなったといえる。また、藩鎮體制的な機構の存在が確認され、幹魯朶所屬州縣が藩鎮體制の影響を強く受けていることが明かとなった。そして、ここで注意しておくべきは、藩帥たちは自己の配下を州縣の支配にたずさわらせていたことである。これは、藩帥が管内をあたかも自己の所領として扱ひえたことを示す。したがって従来いわれていた、「幹魯朶所屬州縣＝皇帝等の私領」というイメージは大幅な修正が必要となる。また、耶律宗允、蕭袍魯、耶律庶幾といった契丹人の有力者が節度使などに任命されていたことにも注目しなければ

ばならない。契丹人の有力者達は、私城あるいは頭下州軍と呼ばれる私領を持っていた。⁽²⁶⁾ 従来の研究では、これらの私領の消長から、遼の皇帝權力の強弱や中央集權化の程度を量る傾向がみられる。しかし、上に論じたように幹魯朶所屬州縣あるいはその他の州縣は、藩鎮的な支配體制を通じて彼らの所領のように扱うことが可能であったので、皇帝權力や中央集權化の問題を明かにするには、遼における藩鎮體制の推移を検討する必要がある。

二 行政・軍事からみた幹魯朶所屬州縣

人事面の考察の過程で、幹魯朶所屬州縣が五代の藩鎮をモデルにしていたことが明かとなった。そこで、まず藩鎮體制における行政の指揮系統についてみておこう。藩鎮體制下において節度使のいる州は使府、節度使の管轄下にある刺史州は支郡と呼ばれた。そして支郡は直接中央政府に直屬はせず、上奏する場合や中央からの指示を行う場合は使府を介して行われていた。⁽²⁷⁾ 後晉から割讓を受けた燕雲十六州の州に關しては、この使府、支郡の關係が確認できる。『遼史』一五聖宗紀六、開泰元年（一〇二二）三月甲戌の條には、「蔚州を以て觀察と爲し、武定軍に隸せず」とある。この史料は刺史州として武定軍節度使の支郡であつた蔚州の觀察州への昇格および武定軍との從屬關係の解消を傳えるものであり、刺史州と節度州の間に何らかの統屬關係があつたことを示すものである。それでは幹魯朶所屬州縣においても同様の指揮系統が見られるのであろうか。

崔益柱氏は幹魯朶の官である某宮使司↓某宮漢人都部署↓幹魯朶所屬州縣という指揮系統を想定している。⁽²⁸⁾ 崔氏は根據を明示されていないが、武玉環氏は「韓椅墓誌」に韓椅が彰愍宮都部署のとき（聖宗の開泰年間頃）の職務として「版圖を掌縮し、生齒を無綏す。四朝の羽衛に陪い、數郡の刑名を覆す」と記されていることから、某宮都部署が幹魯朶所屬州縣の戸籍、司法を管轄していたと論じている。⁽²⁹⁾ 彰愍宮都部署が司法を管轄していた「數郡」とは幹魯朶所屬州縣とみるのが穩當であるから、武氏の見解に従うべきであらう。

しかし、幹魯朶所屬州縣は常に幹魯朶の官から指揮を受けていたわけではない。樞密院からの指揮を受けていた形跡もみられる。『遼史』一〇五大公鼎傳には、

咸雍十年（一〇七四）進士の第に登る。瀋州觀察判官に調せらる。時に遼東雨水稼を傷ない、北樞密院大いに瀕河の丁壯を發し、以て隄防を完くせんとす。有司令を承け峻急たり。公鼎獨り曰く、邊障甫めて寧ずるに、大いに役事を興すは國を利し農を便とするの道に非ず、と。乃ち其の事を疏奏し、朝廷之に従い役を罷む。

とある。ここでは、北樞密院が遼東の河川流域の諸州縣より丁壯を徵發するように命じているが、具體的にどの州縣が對象であるか明確ではない。ただし、大公鼎の赴任していた瀋州（現在の遼寧省瀋陽市）は、渾河に面していることから考えて徵發の對象となったとみてよからう。それゆえに、大公鼎が反對意見を上申したものと思われる。そして、瀋州は先述のとおり敦睦宮所屬の州である。したがって、樞密院が幹魯朶所屬州縣に對して指揮を行っていることになる。ここで注目すべきは、大公鼎が反對意見を「疏奏」していることである。「疏」は皇帝に上呈される文書の一形式であり、さらに、やはり皇帝に對する意志・意見の傳達を意味する「奏」の語と熟して用いられているのであるから、大公鼎の意見は直接中央に達したとみてよい。このことは『遼史』一〇五馬人望傳にみえる事例と比較すると、より明確となろう。

咸雍中（一〇六五―一〇七四）、進士に第し、松山縣令と爲る。歲ごとに澤州の官族を運ぶに、獨り松山を役す、（馬）人望中京留守蕭吐渾に役を他邑と均しくせんことを請う。吐渾怒り、吏に下し、繋ぐこと幾んど百日、復たこれを引詰するも、人望屈さず。蕭喜びて曰く、君民の爲にすること此の如し、後に必ず大いに用いられん、と。事を以て朝に聞し、悉く請う所に從う。

ここでは松山縣令であった馬人望が、まず中京留守に「請」し、紆餘曲折の後その「請」が朝廷に達せられている。『遼史』三九地理志三、松山州の條の記述から明かなように、松山縣は松山州の屬縣で、松山州は中京大定府の支郡であり、中京と松山縣は統屬關係にあった。そのために、馬人望の「請」は一度中京留守を経る必要があったと考えられる。

また、この史料は、中京道における使府、支郡の關係の存在を示すものとしても注目される。さて、大公鼎の事例の場合も、幹魯朶に所屬州縣に對する指揮權があつたとすれば、敦睦宮使（または敦睦宮都部署）に「請」するという手續がみられるはずである。しかし、ここではそのような「請」は行われた形跡はない。大公鼎が「疏奏」を行ったのは、州から中央へ直接上奏することが可能であつたからと考えてよからう。

大公鼎の事例は決して特例的なものではない。たとえば、『遼史』一二三道宗紀三、咸雍八年（一〇七二）三月癸卯の條には「有司奏すらく、春、泰、寧江三州の三千餘人僧尼と爲り、具足の戒を受けんことを願うと、之を許す」と、春、泰、寧江州から有司を経て皇帝に對する上奏があつた事實を傳えている。春、泰兩州は延慶宮所屬の州であるが、寧江州は幹魯朶とは無關係の州である。また三州は遼の東北邊の最前線であり、この上奏は偶然、無關係の數州が同内容の具申をしてきたものではあるまい。恐らく共通の案件を抱えた三州が中央に對して處置を請うたものであらう。そうするとここで言う有司とは幹魯朶に係わる官廳ではありえない。また、『遼史』一二四道宗紀四、大康六年（一〇八〇）一〇月己未朔の條には「同知廣德軍節度使事を省く。奉先軍節度使に命じて兼ねて乾、顯二州を巡警せしむ」とみえる。奉先軍節度は顯州の軍額である。そして、顯州は長寧宮・積慶宮、乾州は崇德宮と互いに異なる幹魯朶に所屬している。ここでは、異なる幹魯朶に所屬する州の警察業務を顯州に對して命じているのであるから、幹魯朶が介入することはなかつたとみるべきであらう。

上にみたように、幹魯朶を介さずに中央が幹魯朶所屬州縣を指揮しえたのは明かである。ただし、中央（樞密院）が幹魯朶所屬州縣を直接管轄する事例は、管見の限り聖宗朝より以前のものを檢出できない。そこから、遼前半期には幹魯朶が所屬州縣を管轄し、聖宗朝以降、樞密院が幹魯朶所屬州縣を管轄するようになったと想定することも可能であらう。これは島田正郎、田村實造氏などが論じられた、聖宗朝を境として幹魯朶所屬州縣が變化をしたのを裏附けるものかも知れない。しかし、前節の考察によって明かなように、遼の前半期より中央は幹魯朶所屬州縣の人事を行いつたので、早い時

期から行政に關しても中央と幹魯朶所屬州縣の間には直接の指揮系統が存在していた可能性は強い。ただし、遼の前半期の幹魯朶所屬州縣に關する史料が少ないため、現状では判斷しかねる。ここでは、少なくとも聖宗朝以降は幹魯朶から幹魯朶所屬州縣、樞密院から幹魯朶所屬州縣という二つの指揮系統が併存していたことを指摘するにとどめる。

また、軍事に關しては、すでに楊若薇氏が論じられているように、⁽³³⁾ 幹魯朶所屬州縣の軍も他の州縣と同様に東京都部署司や、北女直兵馬司等の地方の軍事機構の統制下にあり、幹魯朶と直接軍事的統屬關係があつたとはみとめられない。また、史料的にはいまのところ明證がないが、南京道の諸州では藩帥が私兵を從えており、⁽³⁴⁾ これらの藩帥も幹魯朶所屬州縣の長官として赴任する時にはやはり私兵を從えていたものと思われる。その一端は先程見た「隨使」の者たち、すなわち部曲の存在によつてうかがうことができよう。いずれにしても、軍事に關しては、幹魯朶所屬州縣は他の州縣、特に藩鎮體制の影響を受けている南京・西京道方面の州縣と差異はないといえる。

三 財政から見た幹魯朶所屬州縣

つぎに財政面から幹魯朶所屬州縣について考察してみよう。徭役に關しては、幹魯朶所屬州縣には各幹魯朶に對する役の負擔があつたことが楊若薇氏によつて論證されており、この點に關しては他の州縣と明かに異なるものといえる。⁽³⁵⁾ 問題は、租税の負擔についてである。遼の州縣と財政の關係についてのまとまった史料は、『武溪集』一八「契丹官儀」(以下「契丹官儀」と略稱す)の記事である。

胡人司會の官、燕京に三司使を置くと雖も、惟だ燕、薊、涿、易、檀、順等の州の錢帛を掌るのみ。又た平州に錢帛司を置き、營、濛等の州焉に屬す。中京に度支使を置き、宜、霸等州焉に隸す。山後に轉運使を置き、雲、應等の州焉に隸す。使を置くこと殊にすと雖も、其の實各おの方域を分ち、其の出納を董すなり。

楊若薇氏は、この史料に幹魯朶所屬州縣もその他の州縣と同様に財政官廳の指揮下にあつたと記されていることから、

幹魯朶所屬州縣とその他の州縣の間に差異が無かったと論じている。しかし、この史料のみでこのような判断を下すことはできない。

『三朝北盟會編』一四、宣和五年（一一三三）二月九日の條（以下「南京會計」と略稱す）に下記のような、南京の収入の統計がある。

燕京管下の州縣出所の物色勘會して到る在京三司制置司の各おの管隨せる院務課程錢を察し、及び豁する所の人戸の輸納せる稅色を折算し、見値の市價に約すに依るに、錢共に五百四十九萬二千九百六貫八百文、課程錢一百二十萬八千四百十六貫、稅物錢四百二十八萬四千八百六十貫八百文と做す。三司計四百九十一萬三千一百二十貫文、内に房錢諸雜錢一百一十五萬八千七百九十八貫文有り、是れ院務の課程錢、權永兩鹽院合して鹽を榷ること二十二萬碩、合して賣錢三十九萬貫文、諸院務辦賣せる隨色の課程錢合して四十三萬三千二百一十二貫文、三百七十五萬四千四百一十二貫是れ人戸の稅祖の正錢たり。制置司の計五十七萬九千六百八十七貫八百文、四萬九千三百四十八貫是れ課程錢、五十三萬四百三十八貫八百文是れ官民の稅錢たり。⁽³⁶⁾

「南京會計」は遼人の殘した、遼の財政を詳細に記録した唯一のものである。また、この史料は遼末期のものであり、遼の財政の最終的な形を示すものとしても注目すべきである。

この史料は、金が陷落させた南京の宋への引き渡し交渉の時に、金が提示したものである。ここに示された南京の歳入額から、金は宋に百萬貫の歲幣を要求する。したがって、金は歲幣額をより多く要求するために、南京の歳入を多く見積っている可能性がある。しかし、史料の數字がまったく意味をなさないわけでもない。この數字は史料中に「及び豁する所の人戸の輸納せる稅色を折算し、見値の市價に約すに依るに」とあるように、實際に徵收された錢物を錢に換算したものである。換算の結果提示された數値は遼の實情を傳えたものではないとしても、「南京會計」の數字を、まったくでたらめなものとして退ける必要はない。以上に述べたことに留意して、「南京會計」について分析を試みよう。

「南京會計」でもっとも注目すべきは、三司⁽³⁷⁾の歳入に占める課程錢の割合と制置司の歳入に占める課程錢の割合の違いである。前者がほぼ二四%、後者がほぼ九%となり、前者に比べて後者の數値が二分の一以下となっている。ここで注目すべきは、「南京會計」では鹽院の收入を全て三司の收入として扱っていることである。鹽を制置司所管の戸に賣らないということはあるまい。また、同一地域内で管轄官廳の違いにより鹽法が異なるといった複雑な權鹽制度があった可能性は少ない⁽³⁸⁾。したがって、制置司所管の戸に對して賣った鹽の代價は、三司の收入となったと考えるのが自然であろう。このことから制置司の課程錢收入の割合が低いのは、制置司所管の戸に課せられた課程錢の一部（少なくとも權鹽收入）が三司の收入になっていたためであることが判明する。

ところで、「契丹官儀」では、南京の財政は三司の管轄であるとしている。しかし、「南京會計」には三司とともに制置司が財政官廳としてあらわれている。そこで、制置司とはどのような官廳なのか見ておこう。

楊若薇氏は、制置司とはすなわち提轄司である、と論じている⁽³⁹⁾。また、提轄司が行宮の官であることは『遼史』四五百官志一、北面宮官の條に幹魯朶の屬官として掲げられていることから、明かである。さらに、提轄司は州縣の戸籍に屬さない（つまり幹魯朶の控制を直接受ける）戸（主に漢人・渤海人）を統治する機關であることが、津田左右吉氏、楊若薇氏によつて明かにされている⁽⁴⁰⁾。つまり制置司の收入は幹魯朶の收入ということになる。

以上の南京の制置司と三司の財政の關係から、提轄司所屬戸（つまり幹魯朶所屬戸）といえども、專賣鹽等の課程錢は地方の財政機關（三司）に納めていたことが分かる。これは、『遼史』三七地理志一に「頭下軍州……官位九品の下、井邑商賈の家に及ぶまで、征稅各おの頭下に歸し、唯だ酒稅のみ上京鹽鐵司に課納す」とみえるような、臣下の私領・私民であるとされる頭下軍州と國家の財政機關の關係に通ずるものがある。

さて、提轄司は幹魯朶所屬州縣とほぼ同様の機能を果たすものであったと見なされていた證據がある。それは「契丹官儀」の「十宮院制置司、奉聖州、平州、亦各おの十宮院司有り。檀州に章愍宮あり、行唐縣焉に屬す」という記事である。

ここにいう十宮院制置司あるいは十宮院司は、所在地及び制置司という名稱から、南京制置司や提轄司を示すと考えてよい。ここで注目すべきは、これら提轄司と竝んで、行唐縣の章(彰)愍官が擧げられていることである。『遼史』三一營衛志一、宮衛の條、同書四〇地理志四、檀州の條の記述から明かなように、行唐縣は彰愍宮所屬の州縣であり、提轄司の存在は確認できない。つまり、「契丹官儀」は提轄司と幹魯朶所屬州縣を同一視しているのである。また、「契丹官儀」は遼の官僚から得た情報にもとづいて構成されているので、提轄司と幹魯朶所屬州縣に對するこの見方は、遼の官僚の理解とみてよい。⁽⁴¹⁾このように、提轄司と幹魯朶所屬州縣は同じ性格を持つものであるから、幹魯朶所屬州縣においても稅收は地方の財政官廳と幹魯朶とで二分割されていたと結論することができる。さらに附け加えるなら、「南京會計」は遼末の史料であるから、遼代を通じて幹魯朶は一般州縣の稅收からの再分割ではなく、直轄の戸(すなわち幹魯朶所屬州縣、提轄司)からの收入を財源として確保していたとすることができよう。

ところで、稅收が幹魯朶および地域の財政官廳によつて二分されてしまふ幹魯朶所屬州縣の財政のあり方は、幹魯朶所屬州縣自體の財政を著しく制限したとみなしうる。そこで、このような狀況で藩帥たちは自己の配下を養う費用をいかに捻出したのであろうか。これについて若干の考察を加えておきたい。

幹魯朶所屬州縣自身の收入として、まず考えられるのは、地方の稅收からの割當、すなわち留州、留使である。先學によりすでに指摘されるように、遼は唐・五代の制を受けて兩稅法を行なつていた。⁽⁴²⁾『遼史』一二聖宗紀三、統和七(九八九)年二月甲戌の條に、「雲州の租賦止だ本道に輸すを請う、之に従う」という記事がみえる。この史料は、遼における兩稅の分配を知るための重要な史料である。この史料中の「止」の字を「やめる」と讀めば、雲州の稅を本道すなわち南京三司使司に送らない、という意味になる。しかし、『遼史』において「やめる」という意味をあらわす文字を檢索してみると、ほとんど「罷」「免」の字が用いられている。したがつて、この史料の場合も「止」の字は「ただ」ととるべきである。「ただ」と讀めば、三司のほかにも稅を送るべき場所があるがそこに送るのはやめる、という意味になる。そう

すると、三司のほかに税を送る場所が存在することになる。これは、唐・五代の制度から考えれば、中央への上供と考えるのが自然であろう。雲州は節度州でありいくつかの支郡を持っていたので、遼においては兩税は縣、刺史州、節度州、道（もう少し厳密にいうと地方の財政官廳）、中央にそれぞれ分配されたとみるべきであろう。ただし、幹魯朶所屬州縣の場合、地方の財政官廳に對して兩税收入は送られず、また、上供も幹魯朶に對してのものであり、雲州の事例とは若干異なっている。

しかし、唐・五代において留州・留使の額は必要最小限におさえられており、部曲などを養うための豫算を計上することとは、ほとんどできなかった。そこで、藩帥たちはさまざまな方法で私的な收入を得た。⁽⁴³⁾遼においても同様の状況にあったと考えられる。史料があまり残されておらず、具體的なことはほとんど知りえないが、断片的な史料からそれを垣間見ることが出来る。「賈師訓墓誌」には咸雍年間（一〇六五―七四年）頃のこととして、

錦州永樂令に改む。是より先、州帥其の家の牛羊駝馬を以て、縣民に配して畜牧せしめ、日々隸僕を恣ままして肥瘠を視、人を動撼して錢物を取り、甚だ姦擾を爲す。

と、錦州（弘義宮に隸す）の節度使が自分の家畜を強制的に州民に飼育させ、さらに飼育に不備があった場合には人々を脅して錢物を取るなどして、私財を増やしていたことが記されている。また、『遼史』二二道宗紀一、清寧三年（一〇五七）一二月庚戌の條に、「職官の部内において假貸、貿易するを禁ず」と、官僚の利貸、商行爲を禁ずる命令が出されている。禁令があったのは、官僚がこれらの行爲を行っていたからに他ならず、また藩帥たちも同様であったと考えられる。これは、『遼史』二四道宗紀四、大康九年（一〇八三）七月癸亥の條に、「外官部内に錢を貸し息を取る、及び使者民家に館すを禁ず」と見えることで、より明瞭となる。禁令が繰り返されるのは、それが遵守されなかったからに他ならない。

ここから、藩帥が利貸、營商により私收を得ていたことがうかがわれよう。さらに、『宋會要輯稿』蕃夷一一四、契丹、淳化三年（九九二）十二月の條には、

契丹稅木監使黃顯、茶酒監使張文秀、關城使劉繼隆、張顯、各おの其の屬を挈げて歸順す。冠帶袍笏を賜い、歸明院に舍す。顯等皆于越の族なり。

という史料がみられる。末尾に「于越の族」とあるが、この于越は當時南京留守であつた耶律休哥を指す。そして、ここに擧げられている來降者の姓名から判斷すると彼らは漢人であり、耶律休哥の血縁者というわけではない。おそらく彼らは耶律休哥の部曲であつたのであろう。ここで注目すべきは、南京留守（その實體は節度使である⁽⁴⁴⁾）の部曲が、稅木監使、茶酒監使といった場務の官につけられていることである。五代の藩鎮體制下において藩帥は場務に部曲を派遣して課額以上の收入を擧げ、その增收分を私收していた。⁽⁴⁵⁾上の史料は遼においても同様の狀況にあつたことを示唆している。この事例は幹魯朶所屬州縣のものではないが、藩鎮的な支配が幹魯朶所屬州縣においても行われていたことから類推して、恐らくは同様の現象がみられたと考えられる。

はなはだ斷片的ではあるが、幹魯朶所屬州縣において、藩帥たちは幹魯朶及び財政官廳による制約のなかで、直接行政を擔當しているという利點を最大限生かして自己の收入を得ていたことが、以上の考察からうかがえよう。これらの收入は、藩帥の個人的な目的に支出されるばかりでなく、唐・五代の藩鎮同様部曲を養うために用いられたとみるべきであろう。

四 渤海の州縣制と幹魯朶所屬州縣

最後に、幹魯朶所屬州縣と渤海の州縣制との關係についてふれておこう。表面的な制度に關して、日野開三郎氏は兩者の影響關係を否定している。日野氏は渤海では同一地が州名と府名を同時に持ちうる（たとえば沃州は南海府の府治であつたが、府名、州名共に用いられている）のに對し遼ではそれがないことから、遼の州縣制は渤海のそのの影響を受けていないと論じている。⁽⁴⁶⁾

州縣の社會的な構造の面からも、幹魯朶所屬州縣と渤海の制度との影響關係は見出しがたい。渤海の地方統治は、首領と呼ばれる在地の支配者たちを中央から派遣された都督や刺史といった官が指揮しており、そのため在地の支配組織が解體されることなく存続していた。⁽⁴⁷⁾ 東京道の一部における渤海的統治の存続は、東丹國遷徙の際に州縣をそっくり移動した⁽⁴⁸⁾ ことによって生じたものである。他方、幹魯朶所屬州縣は渤海からの徙民のみで構成されたものは少ない。たとえば、『遼史』三七地理志一、懷州の條には、懷州（屬縣は二）の扶餘、顯理の兩縣はそれぞれ渤海の扶餘縣、顯理府の民を遷したものとある。しかし、同條によれば、懷州はその後、河北の俘をも住まわせており、渤海人、漢人が雜居している。他の州もほぼ同様である。したがって、たとえ幹魯朶所屬州縣の構成戸に渤海人が含まれていたとしても、渤海的な州縣制を維持したとは考えにくい。

以上より、表面的な制度の上からも、社會の構成の面からも幹魯朶所屬州縣に對する渤海の州縣制の影響はさほどなかったとしてよからう。⁽⁴⁹⁾

おわりに

幹魯朶所屬州縣は幹魯朶、「國家」、藩鎮の三者からの控制を受ける存在であった。行政においては、幹魯朶——幹魯朶所屬州縣、樞密院——幹魯朶所屬州縣という二つの指揮系統があり、また、州縣内部においては藩帥が配下または親族を様々な役職につけることにより、あたかも自己の所領のように運営しうる體制であった。財政においては、税收が幹魯朶と「國家」にそれぞれ分配される一方、藩鎮は様々な方途により合法、非合法に收入を得ていた。とりわけ藩鎮の存在は、幹魯朶や「國家」の幹魯朶所屬州縣に對する直接の支配を制限する機能を果たしたものととして注目すべきものである。また、これらの三者は遼一代を通じて幹魯朶所屬州縣に對して關係し續けている。これは、初期より「國家」が幹魯朶所屬州縣の人事を行っていたこと、幹魯朶と「國家」による税收の分配が末期まで確認されること、後半期においても藩帥の

部曲が州縣の役職についていたこと、などから確認される（もちろん、三者の幹魯朶所屬州縣に對する關係の強弱は、時期や地域によつて消長はあると考えられる）。これは、前半期の幹魯朶所屬州縣を私領とみなす傾向にある從來の見解に再考をうながすものであるとともに、幹魯朶と所屬州縣の關係をほとんど認めない楊若薇氏の所説に對しても修正をうながすものである。

從來、遼における藩鎮の存在は、ほとんど注目されてこなかった。⁽⁵⁰⁾しかし、幹魯朶所屬州縣においても南京・西京道と同様、藩鎮體制の影響を受けていたことから、遼代史あるいは一〇世紀以降の東アジア史の研究に新たな視點を提示する。第一に、遼において藩鎮體制の影響が廣汎に及んでいることは、藩鎮體制について議論する場合に遼の藩鎮を無視できないことを意味する。從來の藩鎮研究は唐宋變革の文脈の中でとらえられており、宋代を歸着點として議論が進められ、そこでは遼の存在は無視されている。そこで、遼を變革のもう一つの歸着點として考え、その結果生み出された社會・經濟に藩鎮體制がどのような影響を與えたのかを分析し、その結果から從來の藩鎮體制の研究（とくに唐宋・五代）を再検討していく必要がある。これは、以前の筆者の視點であるが、ここで改めて確認されたといえよう。第二に、遼代史は二元體制という視點によつて研究が進められてきた。これは有効な方法論であるが、本來多様なはずの諸事象が中國（農耕）的なものと契丹（遊牧）的なものの二要素に還元されてしまふ、あるいは兩者を對立させて考えてしまいがちになるという問題點を内包している。⁽⁵²⁾幹魯朶所屬州縣の議論も、やはりこの問題から逃れられてはいない。前述のごとく、幹魯朶所屬州縣は皇帝等の私領であるか、「國家」の支配下にあるのかという觀點から分析がなされてきた。皇帝等の私領として規定される場合、「北アジア民族特有の制度として存在する頭下州・軍が君主權を通じて特殊化されたもの」とされ、⁽⁵³⁾「國家」の支配下にあるとする場合、南樞密院所屬の州縣すなわち「その形態・實質共に、支那の州縣と異ならない」ものとされているように、皇帝等の私領は契丹的、「國家」は中國的な要素にそれぞれ還元されている。しかし、本稿で指摘した通り、契丹人有力者が幹魯朶所屬州縣に節度使などとして赴任し、そこで藩鎮的な支配を行ひえたことは、皇帝と

契丹人有力者との関係についての從來の見解に再検討を求めるものである。これは、藩鎮を介して契丹社會について検討を加えることでもある。遼の藩鎮の研究は、いうまでもなく中國社會についての考察も求められ、三元體制の議論における二要素を総合的に検討しうるものなのである。これらの遼の藩鎮についての検討は筆者の今後の課題としたい。

註

(1) 遼代史研究の現状と問題点については杉山正明「日本における遼金元時代史研究」〔中國——社會と文化〕一二、一九九七を参照。

(2) 本稿では藩鎮を、地域内の軍事・行政について、一定程度分権的な傾向を持つ（あるいは持ちうる）地方権力と規定する。また、その長官である節度使・刺史など（藩帥）は私兵や家臣を有することが、その指標となるものとする。なお、本稿ではこれらの私兵・家臣を部曲と稱す。部曲の語は法制上の身分を表す語としても用いられるが、唐末・五代においては本稿の意味で用いられる場合が多いようである。部曲の語義については濱口重國「唐王朝の賤人制度」〔東洋史研究會、一九六六〕、宮崎市定「部曲から佃戸へ」〔宮崎市定全集（一一）〕岩波書店、一九九二。初出一九七二、堀敏一「隋唐の部曲・客女身分をめぐる諸問題」〔中國古代の身分制——良と賤〕汲古書院、一九八七、日野開三郎「五代史概説」〔日野開三郎東洋史學論集（一）〕三一書房、一九八〇（二四五—二五一頁などを参照）。

(3) 藩鎮體制の繼承については拙稿「遼の『燕雲十六州』支配と藩鎮體制——南京道の兵制を中心として——」〔早稻田大學大學院文學研究科紀要〕哲學・史學編、別冊二、一九九五、また東京道と渤海については同「東丹國と東京道」〔史滴〕一八、一九九六を参照。

(4) 幹魯朶はモンゴル語・トルコ語で官帳を意味する *orloq* の音譯である。本稿では「幹魯朶」の語はもっぱら遼のそれをさすものとして用いる。

(5) 津田左右吉「遼の制度の二重體系」〔津田左右吉全集（一一）〕岩波書店、一九六四。初出一九一八、箭内互「元朝幹魯朶考」〔蒙古史研究〕刀江書店、一九三〇。初出一九二〇、島田正郎「遼代社會史研究」嚴南堂書店、一九七八。初版一九五二、三和書店、田村實造「徙民政策と州縣制の成立」〔中國征服王朝史の研究（上）〕東洋史研究會、一九六四。初出一九四〇、陳述「頭下考」〔歷史語言研究所集刊〕八一—三、一九三九などを参照。その他本稿で挙げる幹魯朶に關する諸研究の大半は、幹魯朶所屬州縣が幹魯朶の主の私領・私民であることを前提に議論が展開されている。

(6) 島田氏や田村氏は州縣の成立事情によって州縣を分類し

のために、奉陵州に對して一項目を立てられたのであるが、實際には奉陵州は全て幹魯朶に屬しているので、本稿では幹魯朶所屬州縣として一括して扱う。

- (7) 國家は明確には規定しがたい概念である。本稿では、遼朝の領域内の政治を運営する機構のうち、より公的な方向性を持つ部分を「國家」と定義しておく。

- (8) 楊若薇『契丹王朝政治軍事制度研究』（中國社會科學出版社、一九九一）三九—六二頁を參照。（中國社會科學出版社、一九九一）三九—六二頁を參照。

- (9) 拙稿「遼の幹魯朶の存在形態」（『內陸アジア史研究』一四、一九九九）を參照。

- (10) 向南編『遼代石刻文編』（河北教育出版社、一九九五）所收。以下、特に斷らないかぎり、遼代の墓誌等の石刻の引用は同書からのものである。

- (11) 北府宰相は世選により國舅帳の一族の者が任じられるのが通例であった。これについては姚從吾「說遼朝契丹人の世選制度」（『東北史論叢（上）』正中書局、一九五九）、島田正郎「宰相府」（『遼朝官制の研究』創文社、一九七八。初出一九六七）を參照。

- (12) 『通典』一五選舉三に「五品以上皆制授。六品以下、守五品以上及視五品以上、皆勅授。凡制、勅授及冊拜、皆宰司進擬」とある。ただし、唐後半期になると制授の対象となる官品の場合でも、勅授が用いられたようである。劉繼文が本來その対象ではない太原尹などの官の任命に勅授が用いられたのは、そのためであろう。勅授については内藤乾吉「敦煌出土の唐騎都尉秦元告身」（『中國法制史考證』

有斐閣、一九六三。初出一九三三）五一—六〇頁、大庭脩「唐告身の古文書學的研究」（『西域文化研究（三）』法藏館、一九六〇）二九—二九三頁などを參照。

- (13) 『遼史』三八地理志二、瀋州の條を參照。また、所屬の變更は敦睦宮設置時になされたと考えられる。この事情については拙稿前掲「遼の幹魯朶の存在形態」三二—三三頁を參照。

- (14) 墓誌には「於當年六月二十五日歿於行朝西南五里之隅、春秋六十有五。一子一孫、扶護靈輿、來歸故里。以二十六年二月十七日、葬於霸州西北隅」とみえ、霸州が常遼化の故郷であることがうかがえる。

- (15) 島田正郎「三省」（前掲『遼朝官制の研究』）所收。初出一九六八）四〇九頁を參照。

- (16) 孫國棟「宋代官制紊亂在唐制的根源」（『唐宋史論叢（增訂版）』商務院書館、二〇〇〇）一九八—一九九頁を參照。

- (17) 「李内貞墓誌」の原碑は現存せず、しかも抄録も碑文の抜粹である。したがって、李璟の官銜の記録が不完全な可能性もある。しかし、彼の兄たちはいずれも、實際の差遣、寄祿官、散官、檢校官、憲銜、勳官が記されていることから考えると、李璟についても記録の不備はないと見てよからう。

- (18) 藩鎮體制下における幕職官の辟召については、礪波護「中世貴族制の崩壊と辟召制——牛李の黨争を手がかりに——」（『唐代政治社會史研究』同朋舍、一九八六。初出一九六二）、同「唐代使院の僚佐と辟召制」（『唐代政治社會

史研究」同朋舎、一九八六。初出一九七三、前掲日野開三郎「五代史概説」、松浦典弘「唐代後半期の人事における幕職官の位置」(『古代文化』五〇—一一、一九九八)、渡邊孝「中晚唐期における官人の幕職官入仕とその背景」(『中唐文學の視角』創文社、一九九八)、同「唐後半期の藩鎮辟召制についての再検討——淮南・浙西藩鎮における幕職官の人的構成などを手がかりに——」(『東洋史研究』六〇—一、二〇〇一)などを参照。

- (19) 周藤吉之「五代節度使の支配體制」(『宋代經濟史研究』東京大學出版會、一九六二。初出、一九五二)を参照。

- (20) 「鄭士安實錄銘記」に、天慶八年(一一一八)に没した鄭士安が長期間涿州の衙職をつとめ左都押衙で出職したと記録されている。ここでいう衙職は職役とみられ(向南編前掲「遼代石刻文編」六七五頁)、遼末までには職役への轉化があったと考えられる。

- (21) 朱子方「從瀋陽塔灣舍利塔石函銘文看遼代瀋州的居民」(『文史研究』一九八七—一、一九八七)にも採録。ただし、向南編前掲「遼代石刻文編」とともに抄録である。

- (22) 藩鎮の支配機構については周藤吉之前掲「五代節度使の支配體制」、嚴耕望「唐代方鎮使府僚佐考」(『唐史研究叢稿』香港・新亞研究所、一九六九)を参照。

- (23) 周藤吉之前掲「五代節度使の支配體制」を参照。

- (24) 「瀋陽無垢淨光舍利塔石函記」は耶律庶幾が瀋州節度使の時のものである。現在全文の釋文は發表されておらず、また筆者は原石、拓本を見る機会に恵まれていないので、

不明な點もあるが、現在知りうる限りでは、「耶律庶幾墓誌」と共通する人物は見出せない。ただし兩者の間には十數年の開きがあるので、墓誌に記された人物たちは重熙一三年以降に部曲となつたとも考えられる。また、「瀋陽無垢淨光舍利塔石函記」には二四名の劉氏、一三名の康氏の人物が記されており、彼らが墓誌の隨使左都押衙康源や隨使內知客劉作志に關係がある可能性もある。ただし、現時點では不明といわざるをえない。

- (25) 拙稿前掲「遼の『燕雲十六州』支配と藩鎮體制」を参照。
(26) 陳述前掲「頭下考」、島田正郎前掲「遼代社會史研究」、田村實造前掲「徙民政策と州縣制の成立」、劉浦江「遼朝的頭下制度與頭下軍州」(『中國史研究』二〇〇〇—一、二〇〇〇)、などを参照。また、私城、頭下州軍の所有は契丹人に限られたものではなかった。

- (27) 日野開三郎「藩鎮體制と直屬州」(『東洋學報』二五—二、一九三八)参照。また、唐後半期から五代にかけての刺史州における直達・直下の消長については、鄭炳俊「唐後半期の地方行政體系について——特に州の直達・直下を中心として——」(『東洋史研究』五一—三、一九九二)を参照。
(28) 崔益柱「遼代の官戸」(『歷史學報』五七、一九七三)一一三—一二四頁を参照。

- (29) 武玉環「遼代幹魯采探析」(『歷史研究』二〇〇〇—二、二〇〇〇)六二頁を参照。

- (30) 中村裕一「疏について」(『唐代制勅研究』汲古書院、一九九一。初出一九八八)四五—四八頁によると、「表」

や「狀」が批答を加えられて提出人に返却されるなどして必ず何らかの反應が期待できるのに對して、「疏」は皇帝へ一方的に意見を具申するだけで、内容の採否は皇帝の判斷に委ねられるもので、極諫などの重要な場面に用いられる文書であつた。

- (31) これについては傅樂煥「遼代四時捺鉢考五編」(『遼史叢考』中華書局、一九八四)四六頁に言及がある。ただし、張柏忠・孫進己「遼代春州考」(『內蒙古文物考古』一、一九八一)は、春州について異説を唱えている。

- (32) 『遼史』地理志の各州の條によると、これら三州はいずれも軍事的には東北(路)統軍使の指揮下にあつた。

- (33) 楊若薇前掲『契丹王朝政治軍事制度研究』五二—五三頁を参照。

- (34) 拙稿前掲「遼の『燕雲十六州』支配と藩鎮體制」を参照。

- (35) 楊若薇前掲『契丹王朝政治軍事制度研究』五七—五九頁を参照。

- (36) 引用は光緒四年刊本に依る。當引用箇所は版本により異同がある。光緒三十四年刊本では制置司の歳入に關して「制置司計五十七萬九千六百八十七貫八百文、官民稅錢四萬九千三百四十八貫、課程錢五十三萬四百三十八貫八百文」としており、光緒四年刊本と稅錢と課程錢の額が入れ替わっている。また、文淵閣四庫全書本は「制置司計五十七萬九千六百八十七貫八百文、官民稅錢闕一百四十八貫、闕錢五十三萬闕貫八百文」とあり、缺字があるがほぼ光緒三十四年刊本と同内容である。ただし光緒三十四年刊本・四庫

表2 光緒三十四年刊本・四庫全書本「南京會計」の數値

	課 程 錢	稅物 (稅錢)	計算上の合計
三 司	1,158,798.0貫	3,754,422.0貫	4,913,120.0貫
制 置 司	530,438.8貫	49,384.0貫	579,687.8貫
計算上の合計	1,689,236.8貫	3,803,770.0貫	5,493,276.8貫
「南京會計」の合計數	1,208,416.0貫	4,284,860.8貫	5,493,278.8貫

全書本では計算が合わない。このうち數値が著しく異なるのは、三司と制置司の稅錢、課程錢の合計である。光緒三十四年刊本の數値で計算した場合には課程錢の總額は一、二〇八、一四六貫、稅錢の總額は四、

二八四、八六〇・八貫となり、數値がほぼ一致する(計算上の課程錢の總額の數値と「南京會計」での課程錢の總額との差額三七〇貫が計算上の南京の總收入と史料上のそれとの差額と一致することにも注目すべきであろう)。したがって、この場合は計算が合う光緒四年刊本をとるべきと判斷した。なお、『三朝北盟會編』の版本については陳樂素「三朝北盟會編考(上)」(『歷史語言研究所集刊』六一、一九三六)二〇四—二〇五頁、鄧廣銘「影印『三朝北盟會編』序」(『三朝北盟會編』上海古籍出版社、一九八七)を参照。

(37) 周知のことであるが、遼の三司は南京一帯の財政をつかさどる、地方の財政機關である。前引の「契丹官儀」および松田光次「遼代經濟官廳の一考察」(『東洋

史苑」一〇、一九七六、向南・楊若薇「遼代經濟機構試探」(『文史』一七、一九八九)などを参照。

(38) 遼の榷鹽制度については、松田光次「遼の榷鹽法について」(『龍谷史壇』七〇、一九七五)を参照。

(39) 楊若薇前掲『契丹王朝政治軍事制度研究』六九―七〇頁を参照。楊若薇氏は、『遼史』一〇五馬人望傳の「遼南京諸官提轄制置」あるいは「馬直溫妻張館墓誌」の「諸官提轄制置使李貽訓男石」といった、制置と提轄を連稱している事例を指摘し、そこから制置司は提轄司と同じ官廳を示すと結論している。

(40) 津田左右吉前掲「遼の制度の二重體系」、楊若薇前掲『契丹王朝政治軍事制度研究』を参照。ただし、提轄司所屬の戸の居住地に關しては、兩氏の意見が異なる。津田氏は營衛志に記載されている提轄司の所在地と、諸屬戸の居住地が同一と考えているのに對し、楊氏は兩者は必ずしも一致せず、提轄司の所在地としては南京道方面が壓倒的に多いが、所屬戸の居住地はむしろ東京・上京・中京の三道に集中していると論じている。楊氏は(1)『遼史』地理志に見える上記三道の各州縣の建置を見ると、「提轄司戸を以て置く」と表現されているものが多い(2)東京道にある信州の建置の記事に、「平州提轄司の戸を析した」(『遼史』三八地理志二)とあり、あるいは上京道に屬す定霸縣や保和縣が東京提轄司の戸によって建てられたりしているが、これは提轄司の所在地と所屬戸の居住地が明かに違うことを示す(3)文忠王府所屬の州縣であつた

東京道の宗州が後に提轄司に所屬することになったが、文忠王府の提轄司は東京にはない、という三點を根據としてゐる。

筆者は津田説を支持するが、その根據を示しておこう。

(1) 提轄司の戸を以て州を増置したために、東京以下の三道の提轄司が減少したと考えられる(2)『遼史』三九地理志三、隰州の條に「聖宗括帳戸遷信州、大雪不能進、建城於此、置焉」という記事がある。隰州は現在の錦州市附近にあつた州であるが、この州を經由して信州に向かうとすれば、出發點は隰州より西と考えられる。つまり平州に居住する平州提轄司戸を信州に徙民することは十分考えられる(3) 提轄司は「南京會計」に見えるように、財政官廳としての性格を持つ。そして、提轄司の所在地は南京・西京道という遼における經濟先進地域である。以上の三點を考え合わせると提轄司が東京・上京道の州縣を構成しえない小集落から收入を得たとするより、南京・西京道から得たとみるのがより妥當であらう。

また、提轄司については朱子方「遼宋提轄官比較研究」(『社會科學輯刊』一九九九―二〇〇〇、一九九九)がある。朱氏の論は遼の提轄司は『遼史』百官志にみえる幹魯朶の提轄司のほかにもあつたことを明かにしている。ただし、幹魯朶の提轄司の理解は從來の見解の範圍を超えるものではない。

(41) 「契丹官儀」は余靖が「凡接送館伴使副、客省、宣徽、至門階戶庭趨走卒吏、盡得款曲言語、虜中不相猜疑、故詢

胡人風俗頗得其詳。退而誌之、以補史之闕焉」と述べるように、遼の官僚たちから得た情報にもとづいた記録であった。

- (42) 漆俠前掲『遼金夏經濟史』、陳述前掲「論遼代的財政」など参照。

- (43) 日野開三郎前掲「五代史概説」二一〇—二一四・二五八—二六三頁は、これらの方法を、(1) 兩税などの額外加徴(2) 名目外收斂(3) 監徵(商税徵收の場務)の私置(4) 利貸(5) 質店經營(6) 營商(7) 場務請負による餘利利得(8) 影庇(9) 奪財乾沒(10) 干求納賄(11) 私産の利息(12) その他、に分類している。

- (44) 拙稿前掲「遼の『燕雲十六州』支配と藩鎮體制」を参照。
(45) 清水場東「五代の商税について——税場政策を廻って——」(『鹿大史學』二〇、一九七二)、日野開三郎前掲「五代史概説」を参照。

- (46) 日野開三郎「渤海の扶餘府と契丹の龍州・黃龍府」(『日野開三郎東洋史學論集(一五)』三一書房、一九九一。初出一九五—一九五二)三八五—三八六頁を参照。

- (47) 渤海の地方統治については、河上洋「渤海の地方統治體制——一つの試論として——」(『東洋史研究』四二—一九八三)を参照。

- (48) 拙稿前掲「東丹國と東京道」三六—三七頁を参照。

- (49) 幹魯朶所屬州縣と直接關係しないが、河上洋「遼の五京の外交機能」(『東洋史研究』五二—一九九三)は遼の

五京の外交機能を論じ、それが渤海の五京のあり方を繼承したものとしている。したがって、遼朝が州縣を運營するにあたり、渤海の制度を全く参照しなかったわけではなく、幹魯朶所屬州縣についても渤海の影響を受けていなかったと斷言はできない。

- (50) 遼の藩鎮について正面から取上げた研究は管見の限りでは王曾瑜「宋遼金之節度使」(『大陸雜誌』八三—一四、一九九二)および拙稿前掲「遼の『燕雲十六州』支配と藩鎮體制」のみである。ただし、王曾瑜氏の研究は遼の節度使が實職を持つのか否か、および州名と軍號の對照という基礎的な史料の整理にとどまっている。

- (51) たとえば、伊藤宏明「唐末五代政治史に關する諸問題」(『名古屋大學文學部研究論集』八六、一九八三)一一一頁は「いわゆる唐宋變革の歴史的性質を貴族政治から君主獨裁政治への轉換ととらえた故内藤湖南が、その貴族政治の崩壞の一つの素因を軍隊制度、すなわち藩鎮體制に求めたことはおそらく異論のないところであろう。この提言を受けて……さまざまな側面から藩鎮體制の分析がなされ、その構造的性質が次第に明らかにされていった。その中で唐宋變革の究明に多くの成果があげられた」と述べる。

- (52) 前者の問題は拙稿前掲「東丹國と東京道」で論じた。
(53) 田村實造前掲「徙民政策と州縣制の成立」二九〇頁を参照。

- (54) 島田正郎前掲「遼代社會史研究」二二九頁を参照。

united, and to explain the situation in terms of mutual influence, with the instability of the status of the emperor hastening the factional infighting of the bureaucrats, and simultaneously the factional infighting of bureaucrats influencing the instability of the emperor's status would surely be a more valid method for grasping not only the period of Qianfei-di but the structural characteristic of the politics of the entire Liu-Song Dynasty.

ORDO 幹魯朶 AND FANZHEN 藩鎮

TAKAI Yasuyuki

The problem of whether the prefectures 州縣 attached to the ordo 幹魯朶 should be understood as the private property of the emperor during the Liao dynasty is central to this study. Previous studies of the establishment of the prefectures within the ordos have been flawed by misinterpretations of source materials, and, although, the system of regional government has been the focus of these arguments, they have failed to take a comparative approach and examine closely related regions and ages, e.g. Tang, the Five Dynasties, and Bohai. This study has attempted a re-examination of the prefectures of the ordos and arrived at the following conclusions.

The prefectures of the ordo were under the control of three entities, the ordo, the fanzhen 藩鎮, the regional military governor, and the national government 國家. In terms of governmental administration, there were two chains of command, one from the ordo to the subordinate prefectures and one from the Chancellor 樞密院 to the prefectures of the ordo. And, as the fanzhen held the power to appoint and remove personnel in certain cases within his jurisdiction at the local level within the prefectures, the system allowed him to operate almost at will. In terms of financial administration, tax revenues were split between the ordo and the national government on the one hand, and the fanzhen also employed various measures, legal and illegal, to obtain revenues. Thus the existence of the fanzhen, who was able to exercise fixed authority over the prefectures of the ordo, served to limit the direct rule of the ordo and the national government over the prefectures of the ordo. Moreover, these three entities maintained their relationships with the prefectures of the ordo throughout the Liao Dynasty. This can be confirmed by the facts that the national government administered personnel matters of the prefectures attached to the ordo, that it has been ascertained that

the division of tax revenues between the ordo and the national government continued from the early to the last stage of the dynasty, and that it is thought that the subordinates of the regional military commander 藩帥 were placed under the authority of prefectural offices in the latter half of the dynasty.

In conclusion, this study makes clear that prefectures attached to the ordo were influenced by the fanzhen system, and this fact may provide several new perspectives in the study of Liao history and that of the East Asia after the tenth century.

THE ACTIVITIES OF THE SHANREN 山人 IN THE WANLI ERA OF THE MING

KIN Bunkyo

The serious social problem posed by the literati known as *shanren* 山人 who sold their services in the Wanli era of the late Ming had already come to the attention of many their contemporaries, and a number of studies regarding them have previously been conducted. Nevertheless, a good deal of the details of the specific activities of the shanren remains obscure. This study seeks to clarify the picture of the activities of the shanren of the period by using the “Shanren” 山人 section in the twenty-third fascicle of the *Wanli yehuobian* 萬曆野獲編 of Shen Defu 沈德符 and also by carefully examining the description of the shanren in the “Shenzong shilu” “神宗實錄” portion of the *Ming shilu* 明實錄.

Behind the ostensible prosperity of the Wanli era, contradictions in the military and economic situation in outlying regions deepened, while at the center incidents of anonymous letters exposing misconduct, which grew out of the confrontation of the emperor and his courtiers over the crown prince, frequently occurred and factional fighting intensified. These domestic problems and foreign troubles brought an end to the Ming dynasty, and the activities of the shanren in dealing with the economic problems of the outlying regions, which were at the core of both domestic and foreign problems, and their profound involvement with both factions involved the letter incidents at the center can be gleaned from a reading of the “Shenzong shilu.” Furthermore, it can be presumed that the shanren were involved in the nexus of the domestic and foreign problems. The first note of the shanren appeared in *Ming shilu* record for the year Wanli 12. This is not to suggest that the shanren had not existed previously, but that their activities only be-